

予防技術検定模擬テスト

— 解説付 —

No.50

〔共通〕問1 客席の部分に、正面幅が3mの固定式の長いす10脚、床面積5㎡の立ち見席及び床面積6㎡のその他の部分を設けた劇場で、従業者の数が5人である場合、当該劇場の収容人員として、消防法令上正しいものはどれか。次の選択肢のうちから1つ選べ。

- (1) 92人 (2) 102人
- (3) 112人 (4) 122人

〔消防設備等〕問1 消防用設備等の技術上の基準に関する政令等が改正された際に、現に存する防火対象物における次の消防用設備等のうち、消防法令上、原則として当該改正後の基準に適合させなければならないものを1つ選べ。

- (1) 動力消防ポンプ設備
- (2) 消防機関へ通報する火災報知設備
- (3) 非常警報設備
- (4) 防火水槽

〔消防用設備等〕問2 自動火災報知設備の感知器に関する次の文を読み、消防法令上誤っているものを1つ選べ。

- (1) 炎感知器以外の感知器は、取り付け面の高さが20m以上である場所には設置しない。
- (2) 煙感知器は、著しく高温となる場所には設置しない。
- (3) 炎感知器は、水蒸気が多量に滞留する場所には設置しない。
- (4) 差動式スポット型感知器の下端は、取り付け面の下方0.3m以内の位置には設置しない。

〔防火査察〕問1 限られた時間において重点的、効率・効果的な立入検査の実施に関する次の記述のうち、適切でないものは次のうちどれか。

- (1) 管内の防火対象物の実情に応じて、法令遵守の状況が優良でない防火対象物等を重点的に実施できるよう、実施体制、検査方法等の立入検査実施方針を規程等により明確化する必要がある。
- (2) 関係行政機関からの情報提供、過去の指導状況等を踏まえ、必要に応じて、連携体制を整備した関係行政機関との合同立

入検査を実施する必要がある。

- (3) 特定用途とそれ以外の用途、法令の遵守が適正である対象物とそうでない対象物など、それぞれの危険性が異なる防火対象物であっても、火災予防目的を達成するため、画一的に立入検査を実施する必要がある。
- (4) 立入検査の実施体制については、職員の予防関係知識・技術等を勘案し、防火対象物の区分等に応じて、消防長又は消防署長が事前に実施する職員を指定しておくことが必要である。

〔防火査察〕問2 消防法（以下「法」という。）第4条第4項では、消防職員は立入検査等で知り得た関係者の秘密をみだりに他に漏らしてはならないと規定している。みだりにとは、正当な理由なくしてという意味であるが、次の記述のうち、正当な理由があると考えられないものはどれか。

- (1) 情報公開請求があり、情報公開条例に基づき、妥当性を有するものとして公開する場合。
- (2) 捜査機関に対し告発する場合。
- (3) 職務上必要な事項として、上司に検査結果を報告する場合。
- (4) 立入検査を実施した防火対象物の隣人から当該対象物の最新の立入検査の結果について問い合わせがあり、それに口頭で回答する場合。

〔危険物〕問1 アセトン150ℓ、イソプロピルアルコール100ℓ、シリンダー油60ℓを貯蔵しようとする場合、指定数量の倍数として正しいものは次のどれか。

- (1) 0.66 (2) 0.41
- (3) 1.26 (4) 1.01

〔危険物〕問2 次の変更工事のうち、変更許可を要しない軽微な変更工事とされていないものはいくつあるか。

- a. 危険物を取り扱う建築物の床の補修、b. 危険物を取り扱う配管の移設、c. 給油取扱所の看板の撤去、d. 屋外貯蔵タンクの雨水浸入防止措置の改造
- (1) 1つ (2) 2つ
- (3) 3つ (4) 4つ

昇任試験実力養成講座・予防技術検定模擬テスト〈解答と解説〉

昇任試験実力養成講座

共通（消防士長・消防司令補）問題

〔地方自治〕

問1 答 (4)

解説 (1) 地方自治法第204条の2参照。

(2) 地方自治法第208条参照。

(3) 地方自治法第209条参照。

(4) 地方自治法第217条第2項参照。

問2 答 (2)

での規定を置き、その実施責任を明らかにすることが極めて重要であることから、避難住民を誘導する際には、避難実施要領で定める避難の方法や誘導の実施方法、関係職員の配置等に従って行うとされている。

問2 答 (5)

- 解説 (1) 事態対処法第1条参照。
 (2) 事態対処法第9条第6項参照。
 (3) 国民保護法第25条第1項参照。
 (4) 国民保護法第25条第2項参照。
 (5) 国民保護法第29条第11項参照。

国民保護対策本部が未だ設置されていないにもかかわらず、避難、救援等の初動対応が迫られるような緊急の場合もあることから、都道府県知事等又は市町村長等は、国民保護対策本部の設置の有無にかかわらず、国民保護法で定めるところにより、国民の保護のための措置を実施することができる。

〔警防〕

問1 答 (5)

解説 フラッシュオーバーが予想されるのは、室内の上層で散発的に小さい閃光(フラッシュ)が認められる。

問2 答 (3)

解説 二次消防運転中は、二次消防スイッチ、ONを押し続け、同時に行先ボタンを約3秒間押し続けると、かごは出発する。

問3 答 (2)

解説 容器全体から炎を噴き出している場合は、爆発の恐れはないので、その容器への冷却注水を続けていれば、それほど長時間燃え続けることはなく、火勢は衰えてくる。

消防司令問題

〔組織管理〕

問1 答 (3)

- 解説 A 政策研究：所管課以外の部署、例えば調査研究部門、自治体シンクタンク等が行う。
 B 課題設定：職員以外の者が、企画立案の前提となる方向性や課題に対する認識の表明等に係ることが重要である。
 C 政策調整：団体内では長の決裁、議会への説明・議決を得る。団体外では住民団体やメディアとの調整である。
 D 政策決定：地方公共団体における政策決定は、政治的統制を受ける。
 E 政策評価：行政評価の1つで有効性、効率性等の観点から評価する。

〔人事管理〕

問1 答 (4)

- 解説 (1) 職務上の義務にあたるため、誤り。
 (2) 適用されるため、誤り。
 (3) 特別権力関係に入ることによって生じるため、誤り。
 (5) 限定されるため、誤り。

〔消防財政〕

問1 答 (3)

- 解説 (1) 議会の権限であるため、誤り。
 (2) 議会の権限であるため、誤り。
 (4) 長の説明であるため、誤り。
 (5) 一般職であるため、誤り。

〔警防〕

問1 答 (4)

解説 「内装表示マーク」は、当該建物の出入口付近の見やすい位置に表示するよう指導している

問2 答 (3)

解説 避難者が多数いる場合には、指揮本部運営の阻害とならない場所に集結させ情報収集にあたる。

問3 答 (3)

解説 アスベスト流出の恐れがあることから、水量の少ない泡消火薬剤の活用を考慮する。

〔救急〕

問1 答 (3)

解説 過去1年以内に30時間以上の応急手当普及啓発活動に従事したと認める者。

問2 答 (1)

解説 救急救命士の静脈路確保は、蘇生を中断しなくても確保が可能な末梢静脈を穿刺部位として用いる。(2)～(5)と足背静脈、大伏在静脈である。(左・右)内頸静脈は、医療機関で行われる中心静脈カテーテル挿入部位として用いられる。

問3 答 (4)

解説 ラリングアルマスクは、食後、胃内容物の逆流が懸念される傷病者には適さない。胃内容物が逆流し、マスク内に入り、気管、肺へと流入が起りうるためである。

予防技術検定模擬テスト

〔共通〕

問1 答 (3)

解説 消防法施行規則第1条の3第1項より、消防法施行令別表第一(1)項に掲げる防火対象物の場合、次のよ

うな計算になる。

従業者の数	5人
固定式の長いす	$3\text{ m} / 0.4 = 7.5$ (端数切り捨て) $7人 \times 10 = 70人$
立ち見席	$5\text{ m}^2 / 0.2\text{ m}^2 = 25人$
その他の部分	$6\text{ m}^2 / 0.5\text{ m}^2 = 12人$
合計	112人

〔消防設備等〕

問1 答 (3)

解説 消防法第17条の2の5では、原則として既存防火対象物に対する不遡及の原則を述べているが、同条かつこ書きで、「消火器、避難器具その他政令（第34条）で定めるもの」については遡及する旨規定されている。原則として遡及すべきとされている消防用設備等の多くは既存の防火対象物に大きな変更工事をせずに設置できるものであるが、比較的容易に設置できるものであっても遡及対象となっていないものもあるので留意する必要がある。

問2 答 (4)

解説 (1) 消防法施行規則第23条第4項第1号イ。
(2) 消防法施行規則第23条第4項第1号ニ (ニ)。
(3) 消防法施行規則第23条第4項第1号ホ (ロ)。
(4) 消防法施行規則第23条第4項第3号イ。

〔防火査察〕

問1 答 (3)

解説 (1) 立入検査マニュアルにより適切である。
(2) 立入検査マニュアルにより適切である。
(3) 特定用途とそれ以外の用途、法令の遵守が適正である対象物とそうでない対象物など、それぞれの危険性が異なる防火対象物について、画一的に立入検査を実施することは非効率的であるので、不適切である。

(4) 立入検査マニュアルにより適切である。

問2 答 (4)

解説 (1) 立入検査マニュアルにより正当な理由があると考えられる。
(2) 立入検査マニュアルにより正当な理由があると考えられる。
(3) 立入検査マニュアルにより正当な理由があると考えられる。
(4) 通知書の内容について、他の公的機関から法令根拠に基づく照会を受け、それに回答する場合は、正当な理由があると考えられるが、隣人からの問い合わせについては、情報公開請求で対応すべきであり、本回答については、正当な理由があると考えられない。

〔危険物〕

問1 答 (4)

解説 アセトン（第1石油類 指定数量200ℓ）、イソプロピルアルコール（アルコール類 同400ℓ）、シリンダー油（第4石油類 同6,000ℓ）である。
〔参照条文〕消防法別表第一、危険物の規制に関する政令別表第三。

問2 答 (1)

解説 製造所等において行われる変更工事のうち、変更許可を要しない「軽微な変更工事」として、「資料の提出を要しない軽微な変更工事」と「資料の提出を要する軽微な変更工事」とがそれぞれ例示されている。bについては、軽微な変更工事とはされていないが、他については、いずれも資料提出を要しない軽微な変更工事として例示されている。
〔参照条文等〕「製造所等において行われる変更工事に係る取扱いについて」（平成14年3月29日付消防危第49号）。

解答例

一般的に、仕事をするとすることは、新たに価値を創造することだといわれてきた。その意味でいうと、新たな価値を見出さない仕事は本当の意味での仕事ではないことになる。こうしたことは業務の改善といった問題についてもあてはまり、時代の流れの中で業務環境が大きな変化を遂げている最中に何の改善も図られないまま古い価値しか創出できないようでは、その組織は社会の変遷に乗り遅れた時代錯誤の存在として疎外されていくしか方法がないように思える。したがって、組織の中であって初級幹部という立場であっても、あるいは中級幹部という立場であっても、業務を管理していく立場にある者は、業務の重要度とタイミングを忘れずに、常に、社会の実情に合った業務の展開ができるように十分認識が保有されていなければなら

ず、問題意識を欠くことがあってはならない。そうしたことでは業務の改善を行うに当たって基本的に幾つか考慮しておくべき事項があるように思うのである。

それは先ず、現状を積極的に全否定して敢えて疑問の目で自身の分掌する業務を眺めてみることである。次に、真実の状態を的確に把握するために現状を十分理解するということである。これには現状を改善ができるという前提で把握することが大切で、最初から改善は無理だとの諦めの意識では何も見えてこないことに注意しておかなければならない。また、把握する必要がある項目を予め整理しておくことも忘れてはならないだろう。そして、基本的に、問題解決に対処するという心構えでいることが重要である。